

○神戸市火薬類取締法事務処理規程

平成28年12月27日

消訓令第2号

改正 平成30年3月12日消訓令第4号

令和2年2月13日消訓令第11号

令和3年3月29日消訓令第15号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 製造

第1節 製造営業の許可（第4条—第6条）

第2節 製造施設等の変更許可（第7条—第9条）

第3節 製造施設の完成検査（第10条—第12条）

第4節 危害予防規程の認可（第13条—第15条）

第5節 製造業者が定める保安教育計画の認可（第16条—第18条）

第6節 特定施設の保安検査（第19条—第21条）

第7節 製造の各種届出等の処理（第22条—第24条）

第3章 販売

第1節 販売営業の許可（第25条）

第2節 販売業者が定める保安教育計画の認可（第26条）

第3節 販売の各種届出等の処理（第27条・第28条）

第4章 貯蔵

第1節 火薬庫の新設の許可（第29条）

第2節 火薬庫の変更許可（第30条）

第3節 火薬庫の完成検査（第31条）

第4節 火薬庫の保安検査（第32条）

第5節 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示（第33条—第35条）

第6節 火薬庫の所有又は占有の免除の許可（第36条）

第7節 貯蔵の各種届出等の処理（第37条—第40条）

第5章 譲渡・譲受

第1節 譲渡又は譲受の許可（第41条—第43条）

第2節 譲渡又は譲受の各種申請等の処理（第44条—第46条）

第6章 輸入

第1節 輸入の許可（第47条）

第2節 輸入の各種届出の処理（第48条）

第7章 消費

第1節 消費の許可（第49条）

第2節 消費者が定める保安教育計画の認可（第50条）

第3節 消費の各種申請等の処理（第51条—第54条）

第8章 廃棄

第1節 廃棄の許可（第55条）

第2節 廃棄の届出の処理（第56条）

第9章 雑則（第57条—第64条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下「政令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）に基づく事務の実施について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、法、政令、省令、及び神戸市火薬類取締法施行細則（平成28年12月規則第28号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（1） 消防保安システム（以下「システム」という。）とは、法、高圧ガス保安法、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許認可並びに査察等の事務を執り行うための情報処理システムをいう。

（2） 台帳とは、申請書又は届出書により得られる事業所等の情報をシステム

に集約させた保安情報として必要なものをいう。

(申請書及び届出書)

第3条 申請書及び届出書は、原則として、システムにより収受、起案、決裁、保存、廃棄その他申請書の管理に関する事務の処理を行うことにより、適正に管理し、かつ利用しなければならない。なお、添付書類については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によることができる。

第2章 製造

第1節 製造営業の許可

(申請の処理)

第4条 消防局長は、省令第2条第1項に規定する火薬類製造営業許可申請書の提出があつたときは、システム及び様式第1号の火薬類製造営業許可申請処理簿により受付け、現地調査及び審査を実施するものとする。

(許可書の交付)

第5条 消防局長は、法第3条の規定による製造営業の許可をしたときは様式第3号の火薬類製造営業許可書を申請者に交付するものとする。

2 前項の許可書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 許可年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 許可番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したのものとする。

(3) 許可書の割印は、前条の処理簿の許可番号の欄に押印する。

(不許可の処理)

第6条 消防局長は、法第3条の規定による製造営業の許可をしなかつたときは様式第4号の火薬類製造営業不許可通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第4条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第2節 製造施設等の変更許可

(申請の処理)

第7条 予防部長は、省令第7条に規定する火薬類製造施設等変更許可申請書の提出があったときは、システム及び様式第1号の火薬類製造施設等変更許可申請処理簿により受付け、現地調査及び審査を実施するものとする。

(許可書の交付)

第8条 予防部長は、法第10条第1項の規定による製造施設等の変更の許可をしたときは様式第5号の火薬類製造施設等変更許可書を申請者に交付するものとする。

2 前項の許可書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 許可年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 許可番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。

(3) 許可書の割印は、前条の処理簿の許可番号の欄に押印する。

(不許可の処理)

第9条 予防部長は、法第10条第1項の規定による製造施設等の変更の許可をしなかったときは様式第6号の火薬類製造施設等変更不許可通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第7条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第3節 製造施設の完成検査

(申請の処理)

第10条 危険物保安課長は、省令第41条第1項に規定する完成検査申請書の提出があったときは、システム及び様式第7号の完成検査(製造)申請処理簿により受付け、検査を実施するものとする。

(検査証の作成)

第11条 危険物保安課長は、省令第41条第2項に規定する完成検査証を次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 検査年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 検査証の余白部に、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする検査番号を記載するものとする。

(3) 検査証の割印は、前条の処理簿の検査番号の欄に押印する。

(不適合の処理)

第12条 危険物保安課長は、法第15条第1項又は第2項の規定により完成検査を行った結果、製造施設が法第7条第1号の技術上の基準に適合していないと認めるときは様式第8号の完成検査不適合通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第10条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第4節 危害予防規程の認可

(申請の処理)

第13条 危険物保安課長は、省令第6条第8項に規定する危害予防規程(変更)認可申請書の提出があったときは、システム及び様式第9号の危害予防規程認可申請処理簿により受付け、審査するものとする。

(認可書の交付)

第14条 危険物保安課長は、法第28条第1項の規定による危害予防規程の認可をしたときは様式第10号の危害予防規程制定・変更認可書を申請者に交付するものとする。

2 前項の認可書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 認可年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 認可番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。

(3) 認可書の割印は、前条の処理簿の認可番号の欄に押印する。

(不認可の処理)

第15条 危険物保安課長は、法第28条第1項の規定による危害予防規程の認可をしなかったときは様式第11号の危害予防規程制定・変更不認可通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第13条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第5節 製造業者が定める保安教育計画の認可

(申請の処理)

第16条 危険物保安課長は、規則第7条第1項に規定する保安教育計画（変更）認可申請書の提出があったときは、システム及び様式第9号の保安教育計画（製造）認可申請処理簿により受付け、審査するものとする。

（認可書の交付）

第17条 危険物保安課長は、法第29条第1項の規定による保安教育計画の策定又は変更の認可をしたときは様式第12号の保安教育計画策定・変更認可書を申請者に交付するものとする。

2 前項の認可書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

（1） 認可年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

（2） 認可番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。

（3） 認可書の割印は、前条の処理簿の認可番号の欄に押印する。

（不認可の処理）

第18条 危険物保安課長は、法第29条第1項の規定による保安教育計画の策定又は変更の認可をしなかったときは様式第13号の保安教育計画策定・変更不認可通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第16条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第6節 特定施設の保安検査

（申請の処理）

第19条 危険物保安課長は、省令第44条の2第3項に規定する保安検査申請書の提出があったときは、システム及び様式第7号の保安検査（製造）申請処理簿により受付け、検査を実施するものとする。

（検査証の作成）

第20条 危険物保安課長は、省令第44条の2第4項に規定する保安検査証を次に掲げるところにより作成するものとする。

（1） 検査年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

（2） 検査証の余白部に、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする検査番号を記載するものとする。

(3) 検査証の割印は、前条の処理簿の検査番号の欄に押印する。

(不適合の処理)

第21条 危険物保安課長は、法第35条第1項の規定により保安検査を行った結果、特定施設が法第7条第1号の技術上の基準に適合していない、又は危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして省令第6条で定めるものを実施していないと認めたときは様式第14号の保安検査不適合通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第19条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第7節 製造の各種届出等の処理

(製造営業の廃止の届出の処理)

第22条 危険物保安課長は、規則第5条に規定する火薬類製造営業全部廃止届の提出があったときは、システムにより受付け、製造営業の許可に係る様式第1号の火薬類製造営業許可申請処理簿の備考の欄に、別図第2の廃止の表示をし、届出書の提出があった年月日を記載するものとする。

2 危険物保安課長は、規則第5条に規定する火薬類製造営業一部廃止届の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

3 前項の届出書を受け付けたときは、製造営業の許可に係る様式第1号の火薬類製造営業許可申請処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

(特定施設の休止の届出の処理)

第23条 危険物保安課長は、規則第9条に規定する特定施設使用休止届の提出があったときは、システムにより受け付け、製造営業の許可に係る様式第1号の火薬類製造営業許可申請処理簿の備考の欄にその旨を記載するものとする。

(その他各種届出等の処理)

第24条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

(1) 危害予防規程変更届(省令別記様式第3)

(2) 火薬類製造施設軽微変更届(省令別記様式第5)

(3) 指定完成検査機関完成検査受検届(省令別記様式第16)

- (4) 完成検査結果報告書（省令別記様式第17）
- (5) 指定保安検査機関保安検査受検届（省令別記様式第20）
- (6) 保安検査結果報告書（省令別記様式第21）
- (7) 完成検査記録届（省令別記様式第25）
- (8) 保安検査記録届（省令別記様式第26）
- (9) 火薬類製造保安責任者等選任・解任届（規則様式第10号）
- (10) 定期自主検査計画（変更）届（規則様式第12号）
- (11) 定期自主検査終了報告書（規則様式第13号）
- (12) 火薬類製造報告書（規則様式第15号）
- (13) 火薬類製造営業許可申請書等記載事項変更報告書（規則様式第16号）

第3章 販売

第1節 販売営業の許可

（申請の処理，許可書の交付及び不許可の処理）

第25条 第7条から第9条までの規定は，省令第10条第1項に規定する火薬類販売営業許可申請書の提出があったとき並びに様式第3号の火薬類販売営業許可書及び様式第4号の火薬類販売営業不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において，第7条中「予防部長」とあるのは「危険物保安課長」と，「火薬類製造施設等変更許可申請処理簿」とあるのは「火薬類販売営業許可申請処理簿」と，第8条第1項及び第9条第1項中「法第10条第1項の規定による製造施設等の変更」とあるのは「法第5条の規定による販売営業」と読み替えるものとする。

第2節 販売業者が定める保安教育計画の認可

（申請の処理，認可書の交付及び不認可の処理）

第26条 第16条から第18条までの規定は，規則第7条第1項に規定する保安教育計画（変更）認可申請書の提出があったとき並びに様式第12号の保安教育計画策定・変更認可書及び様式第13号の保安教育計画策定・変更不認可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において，第16条中「保安教育計画（製造）認可申請処理簿」とあるのは「保安教育計画（販売）認可申請処理簿」と読み替えるものとする。

第3節 販売の各種届出等の処理

(販売営業の廃止の届出の処理)

第27条 第22条の規定は、規則第5条に規定する火薬類販売営業全部廃止届又は火薬類販売営業一部廃止届の提出があったときについて準用する。この場合において、第22条第1項及び第2項中「製造営業の許可に係る火薬類製造営業許可申請処理簿」とあるのは「販売営業の許可に係る火薬類販売営業許可申請処理簿」と読み替えるものとする。

(その他各種報告の処理)

第28条 危険物保安課長は、次に掲げる報告書の提出があったときは、システムにより受付けるものとする。

- (1) 火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書（規則様式第16号）
- (2) 火薬類販売報告書（規則様式第17号）

第4章 貯蔵

第1節 火薬庫の新設の許可

(申請の処理，許可書の交付及び不許可の処理)

第29条 第4条から第6条までの規定は、省令第13条第1項に規定する火薬庫設置等許可申請書の提出があったとき並びに様式第16号の火薬庫設置・移転許可書及び様式第17号の火薬庫設置・移転不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第4条中「火薬類製造営業許可申請処理簿」とあるのは「火薬庫新設許可申請処理簿」と、第5条第1項及び第6条第1項中「法第4条の規定による製造営業」とあるのは「法第12条第1項の規定による火薬庫の新設」と読み替えるものとする。

第2節 火薬庫の変更許可

(申請の処理，許可書の交付及び不許可の処理)

第30条 第7条から第9条までの規定は、省令第13条第1項に規定する火薬庫設置等許可申請書の提出があったとき並びに様式第16号の火薬庫変更許可書及び様式第17号の火薬庫変更不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第7条中「火薬類製造施設等変更許可申請処理簿」とあるのは「火薬庫変更許可申請処理簿」と、第8条第1項及び第9条第1項中「法第

10条第1項の規定による製造施設等」とあるのは「法第12条第1項の規定による火薬庫」と読み替えるものとする。

第3節 火薬庫の完成検査

(申請の処理, 検査証の作成及び不適合の処理)

第31条 第10条から第12条までの規定は, 省令第41条第1項に規定する完成検査申請書の提出があったとき並びに省令第41条第2項に規定する完成検査証及び様式第8号の完成検査不適合通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において, 第10条中「完成検査(製造)申請処理簿」とあるのは「完成検査(火薬庫)申請処理簿」と, 第12条第1項中「製造施設が法第7条第1号」とあるのは「火薬庫が法第12条第3項」と読み替えるものとする。

第4節 火薬庫の保安検査

(申請の処理, 検査証の作成及び不適合の処理)

第32条 第19条から第21条までの規定は, 省令第44条の2第3項に規定する保安検査申請書の提出があったとき並びに省令第44条の2第4項に規定する保安検査証及び様式第14号の保安検査不適合通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において, 第19条中「保安検査(製造)申請処理簿」とあるのは「保安検査(火薬庫)申請処理簿」と, 第21条第1項中「特定施設が法第7条第1号」とあるのは「火薬庫が法第12条第3項」と読み替えるものとする。

第5節 火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示

(申請の処理)

第33条 危険物保安課長は, 規則第3条に規定する火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書の提出があったときは, システム及び様式第18号の火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請処理簿により受付け, 現地調査及び審査を実施するものとする。

(指示書の交付)

第34条 危険物保安課長は, 省令第15条第1項の表の規定による火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示をしたときは様式第19号の火薬庫外火薬類貯蔵場所指示書を申請者に交付するものとする。

2 前項の指示書は, 次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 指示年月日は, システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 指示番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものとする。

(3) 指示書の割印は、前条の処理簿の指示番号の欄に押印する。

(不指示の処理)

第35条 危険物保安課長は、省令第15条第1項の表の規定による火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示をしなかったときは様式第20号の火薬庫外火薬類貯蔵場所不指示通知書を申請者に交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第33条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第6節 火薬庫の所有又は占有の免除の許可

(申請の処理，許可書の交付及び不許可の処理)

第36条 第7条から第9条までの規定は、規則第4条に規定する火薬庫の所有又は占有の免除許可申請書の提出があったとき並びに様式第21号の火薬庫の所有又は占有の免除許可書及び様式第22号の火薬庫の所有又は占有の免除不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第7条中「予防部長」とあるのは「危険物保安課長」と、「火薬類製造施設等変更許可申請処理簿」とあるのは「火薬庫の所有又は占有の免除許可申請処理簿」と、第8条第1項及び第9条第1項中「法第10条第1項の規定による製造施設等の変更」とあるのは「法第13条ただし書の規定による火薬庫の所有又は占有の免除」と読み替えるものとする。

第7節 貯蔵の各種届出等の処理

(火薬庫の用途廃止の届出の処理)

第37条 危険物保安課長は、規則第6条に規定する火薬庫の用途廃止届の提出があったときは、システムにより受付け、火薬庫の新設の許可に係る様式第1号の火薬庫新設許可申請処理簿の備考の欄に、別図第2の廃止の表示をし、届出書の提出があった年月日を記載するものとする。

(火薬庫の休止の届出の処理)

第38条 第23条の規定は、規則第9条に規定する火薬庫使用休止届の提出があったときについて準用する。この場合において、第23条中「製造営業の許可に係

る火薬類製造営業許可申請処理簿」とあるのは「火薬庫の許可に係る火薬庫新設許可申請処理簿」と読み替えるものとする。

(火薬庫外火薬類貯蔵場所の廃止の届出の処理)

第39条 危険物保安課長は、規則第3条第3項に規定する火薬庫外火薬類貯蔵場所用途廃止届の提出があったときは、システムにより受付け、火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示に係る様式第18号の火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請処理簿の備考の欄に、別図第2の廃止の表示をし、届出書の提出があった年月日を記載するものとする。

(その他各種届出等の処理)

第40条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 火薬庫軽微変更届(省令別記様式第5)
- (2) 火薬庫承継届(省令別記様式第8)
- (3) 指定完成検査機関完成検査受検届(省令別記様式第16)
- (4) 完成検査結果報告書(省令別記様式第17)
- (5) 指定保安検査機関保安検査受検届(省令別記様式第20)
- (6) 保安検査結果報告書(省令別記様式第21)
- (7) 完成検査記録届(省令別記様式第25)
- (8) 保安検査記録届(省令別記様式第26)
- (9) 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書記載事項変更届(規則様式第2号)
- (10) 火薬類取扱保安責任者等選任・解任届(規則様式第10号)
- (11) 定期自主検査計画(変更)届(規則様式第12号)
- (12) 定期自主検査終了報告書(規則様式第13号)
- (13) 火薬類安定度試験結果報告書(規則様式第14号)
- (14) 火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届(規則様式第18号)
- (15) 火薬庫出納報告書(規則様式第19号)
- (16) 火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書(規則様式第20号)

第5章 譲渡・譲受

第1節 譲渡又は譲受の許可

(申請の処理)

第41条 危険物保安課長は、省令第35条に規定する火薬類譲渡許可申請書又は省令第36条に規定する火薬類譲受許可申請書の提出があったときは、システム及び様式第1号の火薬類譲渡譲受許可申請処理簿により受付け、審査を実施するものとする。

2 危険物保安課長は、法第52条第1項に規定する公安委員会の意見の聴取は、申請書2部を兵庫県公安委員会に送付するものとする。

(許可証の交付)

第42条 危険物保安課長は、法第17条第1項の規定による譲渡又は譲受の許可をしたときは省令第38条に規定する譲渡許可証及び譲受許可証を申請者に交付するものとする。

2 前項の許可書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 許可年月日は、システム決裁日の年月日と同じ日とする。

(2) 許可番号は、別表に定める記号及び番号に「0001」を始番とする番号を付したものである。

(3) 許可証の割印は、前条の処理簿の許可番号の欄に押印する。

(不許可の処理)

第43条 危険物保安課長は、法第17条第1項の規定による譲渡又は譲受の許可をしなかったときは様式第23号の火薬類譲渡・譲受不許可通知書を交付するものとする。

2 前項の通知書を交付したときは、第41条の処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

第2節 譲渡又は譲受の各種申請等の処理

(許可証の書換)

第44条 危険物保安課長は、省令第38条の2の規定により許可証書換申請書の提出があったときは、システムにより受付けるものとする。

2 書換えする許可証は、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) 右上余白部に別図第5の書換の表示をする。

(2) 許可証の割印は、様式第1号の火薬類譲渡譲受許可申請処理簿の許可番

号の欄に押印する。

(許可証の再交付)

第45条 前条の規定は、省令第39条の規定により許可証再交付申請書の提出があったときについて準用する。この場合において、前条第2項中「別図第5の書換」とあるのは「別図第6の再交付」と読み替えるものとする。

(許可証の返納)

第46条 危険物保安課長は、政令第2条の規定により譲渡許可証又は譲受許可証の返納があったときは、様式第1号の火薬類譲渡譲受許可申請処理簿の備考の欄に、その旨を記載するものとする。

第6章 輸入

第1節 輸入の許可

(申請の処理、許可書の交付及び不許可の処理)

第47条 第7条から第9条までの規定は、省令第46条に規定する火薬類輸入許可申請書の提出があったとき並びに様式第24号の火薬類輸入許可書及び様式第25号の火薬類輸入不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において、第7条中「予防部長」とあるのは「危険物保安課長」と、「火薬類製造施設等変更許可申請処理簿」とあるのは「火薬類輸入許可申請処理簿」と、「現地調査及び審査」とあるのは「審査」と、第8条第1項中「予防部長」とあるのは「危険物保安課長」と、「法第10条第1項の規定による製造施設等の変更」とあるのは「法第24条第1項の規定による輸入」と、第8条第2項第2号中「記号及び番号」とあるのは「番号」と、第9条第1項中「予防部長」とあるのは「危険物保安課長」と、「法第10条第1項の規定による製造施設等の変更」とあるのは「法第24条第1項の規定による輸入」と読み替えるものとする。

第2節 輸入の各種届出の処理

(各種届出の処理)

第48条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

(1) 火薬類輸入届（省令別記様式第28）

(2) 火薬類輸入許可申請書記載事項変更届 (規則様式第21号)

第7章 消費

第1節 消費の許可

(申請の処理, 許可証の交付及び不許可の処理)

第49条 第41条から第43条までの規定は, 省令第48条のうち、発破及び煙火に関する火薬類消費許可申請書の提出があったとき並びに様式第26号の火薬類消費許可証及び様式第27号の火薬類消費不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において, 「危険物保安課長」とあるのは「予防部長」と, 第41条第1項中「火薬類譲渡譲受許可申請処理簿」とあるのは「火薬類消費許可申請処理簿」と, 「審査」とあるのは「現地調査及び審査」と, 第42条第1項及び第43条第1項中「法第17条第1項の規定による譲渡又は譲受」とあるのは「法第25条第1項の規定による消費」と読み替えるものとする。

2 第41条から第43条までの規定は, 省令第48条(発破及び煙火を除く。)に規定する火薬類消費許可申請書の提出があったとき並びに様式第26号の火薬類消費許可証及び様式第27号の火薬類消費不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において, 第41条第1項中「火薬類譲渡譲受許可申請処理簿」とあるのは「火薬類消費許可申請処理簿」と, 「審査」とあるのは「現地調査及び審査」と, 第42条第1項及び第43条第1項中「法第17条第1項の規定による譲渡又は譲受」とあるのは「法第25条第1項の規定による消費」と読み替えるものとする。

第2節 消費者が定める保安教育計画の認可

(申請の処理, 認可書の交付及び不認可の処理)

第50条 第16条から第18条までの規定は, 規則第7条第1項に規定する保安教育計画(変更)認可申請書の提出があったとき並びに様式第12号の保安教育計画策定・変更認可書及び様式第13号の保安教育計画策定・変更不認可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において, 第16条中「保安教育計画(製造)認可申請処理簿」とあるのは「保安教育計画(消費)認可申請処理簿」と, 第17条第1項及び第18条第1項中「法第29条第1項」とあるのは「法第29条第5項」と読み替えるものとする。

第3節 消費の各種申請等の処理

(保安教育計画を定めるべき者の指定の処理)

第51条 危険物保安課長は、法第29条第4項の規定による保安教育計画を定めるべき者として指定したときは、様式第28号の保安教育計画を定めるべき者の指定書を消費者に交付するものとする。

(保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定の取消しの処理)

第52条 危険物保安課長は、省令第67条の7第3項の規定により指定の取り消しを認めたときは、様式第29号の保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書を代表者に交付するものとする。

2 様式第9号の保安教育計画(消費)認可申請処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

(保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定の取消しの申請の処理)

第53条 危険物保安課長は、規則第7条第2項に規定する保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請書の提出があったときは、システムにより受付け、審査を実施するものとする。

2 危険物保安課長は、省令第67条の7第3項の規定により指定の取り消しを認めたときは様式第29号の保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書を、認めなかったときは様式第30号の保安教育計画を定めるべき者の指定取消不適合通知書を申請者に交付し、様式第9号の保安教育計画(消費)認可申請処理簿の備考の欄には、その旨を記載するものとする。

(その他各種届出等の処理)

第54条 危険物保安課長は、次に掲げる届出書等の提出があったときは、システムにより受け付けるものとする。

- (1) 火薬類取扱保安責任者等選任・解任届(規則様式第10号)
- (2) 火薬類消費許可申請書等記載事項変更届(規則様式第22号)
- (3) 火薬類消費報告書(規則様式第23号)

第8章 廃棄

第1節 廃棄の許可

(申請の処理, 許可書の交付及び不許可の処理)

第55条 第7条から第9条までの規定は, 省令第65条に規定する火薬類廃棄許可申請書の提出があったとき並びに様式第31号の火薬類廃棄許可書及び様式第32号の火薬類廃棄不許可通知書の交付をしたときについて準用する。この場合において, 第7条中「予防部長」とあるのは「危険物保安課長」と, 「火薬類製造施設等変更許可申請処理簿」とあるのは「火薬類廃棄許可申請処理簿」と, 第8条第1項及び第9条第1項中「法第10条第1項の規定による製造施設等の変更」とあるのは「法第27条第1項の規定による廃棄」と読み替えるものとする。

第2節 廃棄の届出の処理

(火薬類廃棄許可申請書の記載事項変更の届出の処理)

第56条 危険物保安課長は, 規則第22条に規定する火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届の提出があったときは, システムにより受付けるものとする。

第9章 雑則

(火薬類の所有権の取得の届出の処理)

第57条 危険物保安課長は, 規則第23条に規定する火薬類所有権取得届の提出があったときは, システムにより受付けるものとする。

(許可等の申請の取下げの処理)

第58条 危険物保安課長は, 規則第24条に規定する許可等申請取下書の提出があったときは, システムにより受付けるものとする。

2 前項の許可等に係る処理簿の備考の欄には, その旨を記載するものとする。

(許可取消申請の処理)

第59条 危険物保安課長は, 規則第25条に規定する許可取消申請書の提出があったときは, システムにより受付けるものとする。

2 前項の許可に係る処理簿の備考の欄には, その旨を記載するものとする。

(台帳の作成)

第60条 危険物保安課長は, システムにより台帳を作成するものとする。

(月例報告等)

第61条 危険物保安課員は、次の各号に掲げる火薬類規制事務の処理状況を次に掲げる期日までに危険物保安課長に報告するものとする。

(1) 火薬類規制事務処理状況月報（別に定める様式） 翌月10日

(2) 火薬類事故報告（別に定める様式） 翌月10日

(3) 法第52条第2項に規定する公安委員会等への通報に該当する許可等に係る申請書等の写し 翌月10日

（公安委員会等への通報）

第62条 危険物保安課長は、法第52条第2項の規定により通報する場合は、直ちに兵庫県公安委員会又は神戸海上保安部に行うものとする。

2 危険物保安課長は、規則第3条第2項の規定による処分及び第3条第3項の規定による届出を受理したときは、速やかに兵庫県公安委員会又は神戸海上保安部に通報するものとする。

（受付）

第63条 この訓令に係る申請書、届出書及び報告書に係る受付は、別図第8の印を用いるものとする。

（実施細目）

第64条 火薬類規制事務を統一的に処理するため、審査基準の細目は別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令の施行前にした許可等における番号の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月12日消訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月13日消訓令第11号）

この訓令は、令和2年2月13日から施行する。

附 則（令和3年3月29日消訓令第15号）

（施行期日）

1 この訓令は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は，当分の間、なお使用することができる。

別表(第5条, 第8条, 第11条, 第14条, 第17条, 第20条, 第25条, 第26条, 第29条, 第30条, 第31条, 第32条, 第34条, 第36条, 第42条, 第47条, 第49条, 第50条, 第55条関係)

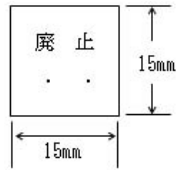
署別	記号
東灘	東
灘	灘
中央	中
兵庫	兵
北	北
長田	長
須磨	須
垂水	垂
西	西
水上	水

許可等別	番号
火薬類製造営業許可	11
火薬類製造施設等変更許可	12
完成検査(製造)	13
危害予防規程制定認可	14
危害予防規程変更認可	15
保安教育計画制定(製造)認可	16
保安教育計画変更(製造)認可	17
保安検査(製造)	18
火薬類販売営業許可	19
保安教育計画制定(販売)認可	20
保安教育計画変更(販売)認可	21
火薬庫新設許可	22
火薬庫変更許可	23
完成検査(火薬庫)	24
保安検査(火薬庫)	25
火薬庫外火薬類貯蔵場所指示	26
火薬庫の所有又は占有の免除許可	27
火薬類譲渡許可	28
火薬類譲受許可	29
火薬類輸入許可	30
火薬類消費許可	31
保安教育計画制定(消費)認可	32
保安教育計画変更(消費)認可	33
火薬類廃棄許可	34

補足 署別とは、神戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和38年12月条例第30号)に規定する管轄区域の消防署を指す。

別図第1 削除

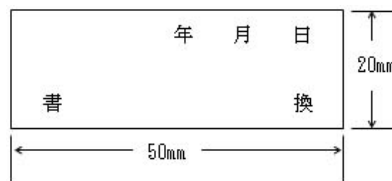
別図第2 (第22条, 第27条, 第37条, 第39条関係)



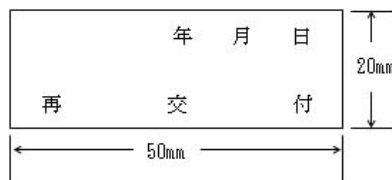
別図第3 削除

別図第4 削除

別図第5 (第44条関係)



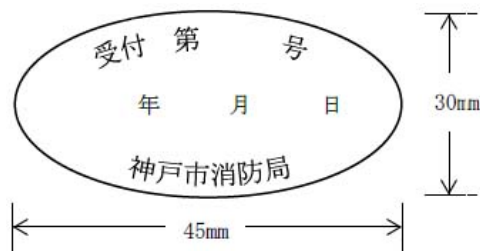
別図第6 (第45条関係)



別図第7 (第58条, 第59条関係)



別図第8 (第63条関係)



様式第1号(第4条, 第7条, 第25条, 第29条, 第30条, 第36条, 第41条, 第47条, 第49条, 第55条関係)
 火薬類製造営業許可・火薬類製造施設等変更許可・火薬類販売営業許可・火薬庫新設許可・火薬庫変更許可・
 火薬庫の所有又は占有免除許可・火薬類譲渡譲受許可・火薬類輸入許可・火薬類消費許可・火薬類廃棄許可申請処理簿

受付 番号	申 請 者		受付 月日	手 数 料	許 可 番 号		年度	
	製 造 所 等 所 在 地				許 可 年 月 日	処 理 者 受 領 印	備 考	
			/					
			/					
			/					
			/					
			/					
			/					
			/					
			/					
			/					
			/					

備考 1 受付番号は, 会計年度ごととすること。
 2 製造所等所在地の欄は, 製造所, 販売所若しくは火薬庫所在地又は保管(貯蔵), 消費若しくは廃棄場所を記入すること。

火薬類 製造 販売 営業許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の

営業については、火薬類取締法 の規定による許可をする。

神戸市長

印

1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

3 条件

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

様式第4号(第6条, 第25条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



火薬類 製造 販売 営業不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の 営業について

は、次のとおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

火薬類製造施設等変更許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の製造施設等の変更については、火薬類取締法第10条第1項の規定による許可をする。

神戸市長

印

1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

様式第6号(第9条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

火薬類製造施設等変更不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の製造施設等の変更につい

ては、次のとおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

様式第7号(第10条, 第19条, 第31条, 第32条関係)

完成検査(製造)・保安検査(製造)・完成検査(火薬庫)・保安検査(火薬庫)申請処理簿

受付 番号	申請者		受付 月日	手数料	許可番号		検査番号		処理者	備考	年度
	製造所又は火薬庫の所在地				許可年月日	検査年月日	受領印				
			/								
			/								
			/								
			/								
			/								
			/								
			/								
			/								
			/								
			/								

- 備考 1 受付番号は, 会計年度ごととすること。
 2 保安検査申請処理簿の許可番号の欄は, 設置又は移設時の番号を記入すること。

様式第 8 号(第 12 条, 第 31 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

完成検査不適合通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった (許可第 号,

年 月 日) の完成検査については, 検査を行った結果, 次のとおり完成検査

証を交付しない。

不適合の理由

教示

備考 行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)に基づく教示事項を記載すること。

様式第9号(第13条, 第16条, 第26条, 第50条関係)

危害予防規程認可・保安教育計画(製造)認可・保安教育計画(販売)認可・保安教育計画(消費)認可申請処理簿

受付 番号	申 請 者 製造所又は火薬庫の所在地	受付 月日	許 可 番 号 許 可 年 月 日	認 可 番 号 認 可 年 月 日	年度	
					処理者 受領印	備 考
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				

- 備考 1 受付番号は, 会計年度ごととすること。
 2 製造所等所在地の欄は, 製造所若しくは販売所所在地又は消費場所を記入すること。

危害予防規程 制定
変更 認可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった危害予防規程の に

ついては、火薬類取締法第28条第1項の規定による認可をする。

神戸市長

印

1 認可年月日 年 月 日

2 認可番号 第 号

様式第 11 号 (第 15 条関係)

神 消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

危害予防規程 制定
変更 不認可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった危害予防規程の に

ついては、次のとおり認可しないので、その旨通知する。

不認可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

保安教育計画 策定
変更 認可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった保安教育計画の に
ついては、火薬類取締法第29条第 項の規定による認可をする。

神戸市長

印

1 認可年月日 年 月 日

2 認可番号 第 号

様式第13号(第18条, 第26条, 第50条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

保安教育計画 策定 変更 不認可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった保安教育計画の に

ついては、次のとおり認可しないので、その旨通知する。

不認可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

様式第 14 号 (第 21 条, 第 32 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

保安検査不適合通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった の保安検査につい

ては, 検査を行った結果, 次のとおり保安検査証を交付しない。

不適合の理由

教示

備考 行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) 及び行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) に基づく教示事項を記載すること。

設置
火薬庫 移転 許可書
変更

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬庫の については,

火薬類取締法第12条第1項の規定による許可をする。

神戸市長



1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

3 条件

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

様式第 17 号 (第 29 条, 第 30 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

火薬庫 設置
移転 変更
不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬庫の については、次

のとおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

様式第 18 号(第 33 条関係)

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請処理簿

受付 番号	申 請 者 火薬庫外火薬類貯蔵場所所在地	受付 月日	指 示 番 号		年度	
			指 示 年 月 日	処理者 受領印	備 考	
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				
		/				

備考 受付番号は、会計年度ごととすること。

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬庫外火薬類貯蔵場所について

は、火薬類取締法施行規則第15条第 1 項の規定による指示をする。

神戸市長



1 指示年月日 年 月 日

2 指示番号 第 号

3 貯蔵場所所在地 神戸市 区

4 貯蔵する火薬類の種類及び数量

5 貯蔵する者等の区分

6 期間

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



火薬庫外火薬類貯蔵場所不指示通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬庫外火薬類貯蔵場所について

は、次のとおり指示しないので、その旨通知する。

不指示の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

火薬庫の所有又は占有の免除許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬庫の所有又は占有の免除
については、火薬類取締法第13条ただし書の規定による許可をする。

神戸市長



1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



火薬庫の所有又は占有の免除不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬庫の所有又は占有の免除

については、次のとおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



火薬類 譲渡 譲受 不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の については、次の

とおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

火薬類輸入許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号(電子受付第 号)で申請があった火薬類
の輸入については、火薬類取締法第24条第1項の規定による許可をする。

神戸市長



1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

3 条件

教示

備考 行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基
づく教示事項を記載すること。

様式第 25 号 (第 47 条関係)

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長

印

火薬類輸入不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の輸入については、次の

とおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

第 号 年 月 日	
火薬類消費許可証	
神戸市長 印	
住 所	
氏名 (年齢) 又は名称	
職 業	
火薬類の種類及び数量	
目 的	
場 所	
有 効 期 間	
許 可 条 件	

教示

備考 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 及び行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) に基づく教示事項を記載すること。

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



火薬類消費不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の消費については、次の

とおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

様式第 28 号 (第 51 条関係)

神 消 第 号

年 月 日

代表者

住所

氏名 様

神戸市長



保安教育計画を定めるべき者の指定書

名 称			
事務所所在地 (電話)			
許 可 年 月 日		番 号	
消 費 場 所			
指 定 の 有 効 期 間			
保安教育計画の認可 を受けるべき期限			
指 定 の 理 由			

教示

備考 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 及び行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) に基づく教示事項を記載すること。

様式第 29 号 (第 52 条, 第 53 条関係)

神消 第 号

年 月 日

代表者

住所

氏名 様

神戸市長

印

保安教育計画を定めるべき者の指定取消通知書

年 月 日付け許可第 号に係る 年 月 日付け指定

神消 第 号による保安教育計画を定めるべき者の指定を取り消す。

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



保安教育計画を定めるべき者の指定取消不適合通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった保安教育計画を定めるべき

者の指定取消については、次のとおり取消ししないので、その旨通知する。

不適合の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

火薬類廃棄許可書

申請者

住所

氏名

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の廃棄については、

火薬類取締法第27条第1項の規定による許可をする。

神戸市長



1 許可年月日 年 月 日

2 許可番号 第 号

3 許可条件

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示事項を記載すること。

神消 第 号

年 月 日

申請者

住所

氏名 様

神戸市長



火薬類廃棄不許可通知書

年 月 日付け受付第 号で申請があった火薬類の廃棄については、

次のとおり許可しないので、その旨通知する。

不許可の理由

教示

備考 行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき教示事項を記載すること。

別表（第5条，第8条，第11条，第14条，第17条，第20条，第25条，第26条，第29条，第30条，第31条，第32条，第34条，第36条，第42条，第47条，第49条，第50条，第55条關係）

様式第1号（第4条，第7条，第25条，第29条，第30条，第36条，第41条，第47条，第49条，第55条關係）

様式第2号 削除

様式第3号（第5条，第25条關係）

様式第4号（第6条，第25条關係）

様式第5号（第8条關係）

様式第6号（第9条關係）

様式第7号（第10条，第19条，第31条，第32条關係）

様式第8号（第12条，第31条關係）

様式第9号（第13条，第16条，第26条，第50条關係）

様式第10号（第14条關係）

様式第11号（第15条關係）

様式第12号（第17条，第26条，第50条關係）

様式第13号（第18条，第26条，第50条關係）

様式第14号（第21条，第32条關係）

様式第15号 削除

様式第16号（第29条，第30条關係）

様式第17号（第29条，第30条關係）

様式第18号（第33条關係）

様式第19号（第34条關係）

様式第20号（第35条關係）

様式第21号（第36条關係）

様式第22号（第36条關係）

様式第23号（第43条關係）

様式第24号（第47条關係）

様式第25号（第47条關係）

様式第26号（第49条関係）

様式第27号（第49条関係）

様式第28号（第51条関係）

様式第29号（第52条，第53条関係）

様式第30号（第53条関係）

様式第31号（第55条関係）

様式第32号（第55条関係）